

令和 8 年 度

業 務 番 号.....委 第 8005 号

.....青森港外港湾施設点検・維持管理計画作成.....業務委託

特 記 仕 様 書

1. 設計図書に対して質問がある場合は青森県東青県土整備事務所青森港管理所あてに質問書を令和8年9月17日の12時00分までに提出して下さい。
2. 回答書は令和8年9月25日の12時00分までにFAXで回答します。
(上記1. 及び2. の日数には、土日及び祝祭日は含みません。)
3. 回答は、質問書を提出した会社を含め全社に通知します。
4. 質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。
【電話による質問や来所での質問等は、ご遠慮願います。】

.....青森市 本町外 地内

青 森 県 東 青 県 土 整 備 事 務 所 青 森 港 管 理 所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「測量業務共通仕様書」、「設計業務等共通仕様書」によるほか、「港湾の施設の点検診断ガイドライン」（国土交通省）、「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」（国土交通省）及び特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 140 日

2. 履行期限 令和 年 月 日

第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

第 4 条 打ち合わせ等

業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行う打ち合わせは、.....3.....回とする。業務の主要な区切りは、.....点検終了時.....とする。

なお、業務着手時及び業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第 5 条 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、第 1 回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 6 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

.....青森港及び小湊港の港湾施設資料 一式.....

.....過年度の青森港および小湊港の港湾施設点検結果.....

.....

第 7 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 8 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第1条 設 計 条 件

設計条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

港湾施設点検
(簡易版様式) 各港湾施設において、陸上からの目視または UAV の撮影により施設全体における変状の有無を確認し、点検調書にとりまとめること。点検調書は、各点検項目のチェックリストと施設の平面図・標準横断図等を簡潔に取りまとめた資料、及び施設全体を網羅した写真帳により、構成される。

維持管理計画作成
(簡易版様式) 対象となる港湾施設において、既存の設計資料および点検業務によって得られた資料を基に、港湾施設の維持管理計画(簡易版)を作成すること。
港湾施設の維持管理計画(簡易版)は本編(目安 2~4 ページ程度)、直近の点検調書(該当する場合)、及び既存の設計図書(例:完成図面一式)により構成される。

第2条 B I M / C I M の活用について

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業における B I M / C I M 活用実施要領」に基づき、受注者の希望により 3 次元モデルを活用できるものとする。

3 次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第3条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 3) 本業務は、受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のため、ウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。
 - 1. 打ち合わせ時間の配慮
打ち合わせは、勤務時間内におこなう。
 - 2. 資料作成依頼の配慮
資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。
 - 3. ワンデーレスポンスの再徹底
問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。
- － 4) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。
なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 <整備企画課HP>

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第1条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM)1部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む)1部

2. その他

(1) 現地調査写真集1部(報告書電子媒体に含む)

.....
.....
.....
.....
.....

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書	設計図書で定められている 場合、契約後遅滞なく	1	11 条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡 部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	1139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後段階の設計において 一層の生産性向上の検討の 余地が残されている場合	1	1209 条